

# 厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（第20回）

## 議 事 次 第

日時：平成17年4月25日（月）

15:00～17:00

場所：経済産業省別館1014号会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 委員長代理の指名について

(2) 臓器移植における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に関する  
取扱いについて

(3) 臓器移植における狂犬病に関する取扱いについて

(4) 臍臓移植希望者選択基準の誤運用について（（社）日本臓器移  
植ネットワーク報告）

(5) その他

### 3 閉 会

# 厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（第20回）

## 配付資料一覧

- 資料1 厚生科学審議会疾病対策部会運営細則等（抄）
- 資料2-1 臓器移植における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に関する取扱いについて
- 資料2-2 臓器・組織移植におけるvCJDの危険管理（長谷川参考人提出資料）
- 資料2-3 臓器移植における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）に関わる規制に対する要望（大久保委員提出資料）
- 資料2-4 国内変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生について
- 資料3-1 臓器提供者からの狂犬病感染2事例（米国とドイツ）（佐多参考人提出資料）
- 資料3-2 臓器移植における狂犬病に関する取扱いについて
- 資料4 臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレットの配布について
- 資料5-1 臓器移植希望者選択基準の誤運用に関する報告（菊地参考人提出資料）
- 資料5-2 あっせん機関の業務に関する指示
- 資料5-3 あっせん機関の業務に関する指示（報告）

## 厚生科学審議会運営規程

(平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定)〔抄〕

(委員会の設置)

第八条 部長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を設置することができる。

(雑則)

第十条 この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部長が定める。

## 厚生科学審議会疾病対策部会運営細則

(平成十三年二月二十三日疾病対策部会長決定)〔抄〕

(委員会の設置)

第一条 厚生科学審議会疾病対策部会(以下「部会」という。)に、その定めるところにより、委員会を置く。

(委員会の構成)

第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部長が指名する者(以下「委員会委員」)により構成する。

(委員長の指名)

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部長が指名する。

(会議等)

第四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知しなければならない。

3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。

4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

(会議の公開)

第五条 委員会(第七条に規定するものを除く。以下次条において同じ。)の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第六条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員会委員の氏名

三 議事となつた事項

2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(部会の定める委員会に係る取扱い)

第七条 部会の定める委員会の会議については、第五条第一項ただし書の趣旨を踏まえ、非公開とすることができる。ただし、委員長は、前条第二項ただし書及び第三項の趣旨を踏まえ、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。